

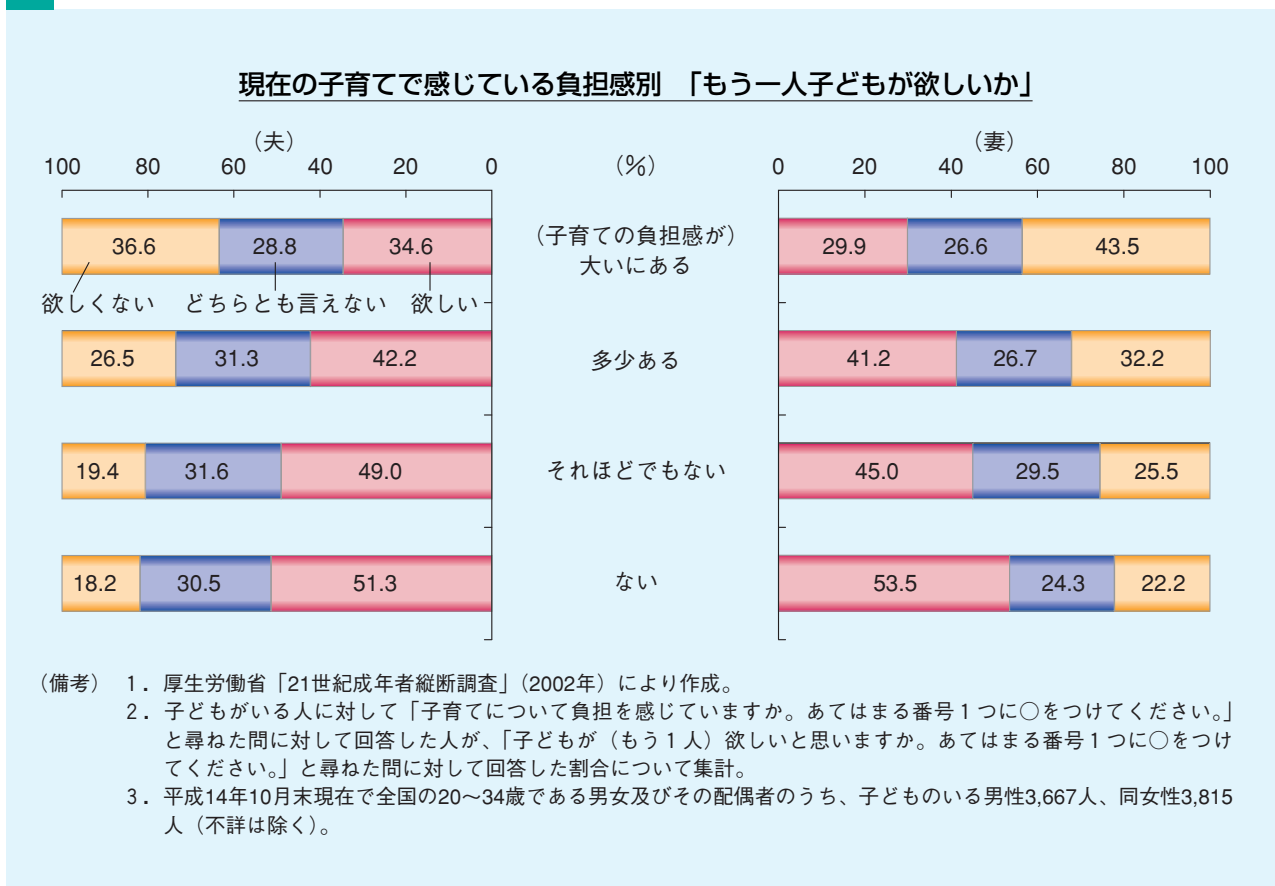
(現状では親以外に子育ての手助けを頼みにくい)

また、子育ての負担感の度合いと出産への意欲の意識を見ると、子育てでの負担感が大きいほどもう一人子どもを欲しいという意欲は低くなる傾向があり、負担感が「ない」と回答した夫婦との差は大きい(第1-3-15図)。こうした子育ての負担感を軽減するための手助けはどのようにされているのだろうか。

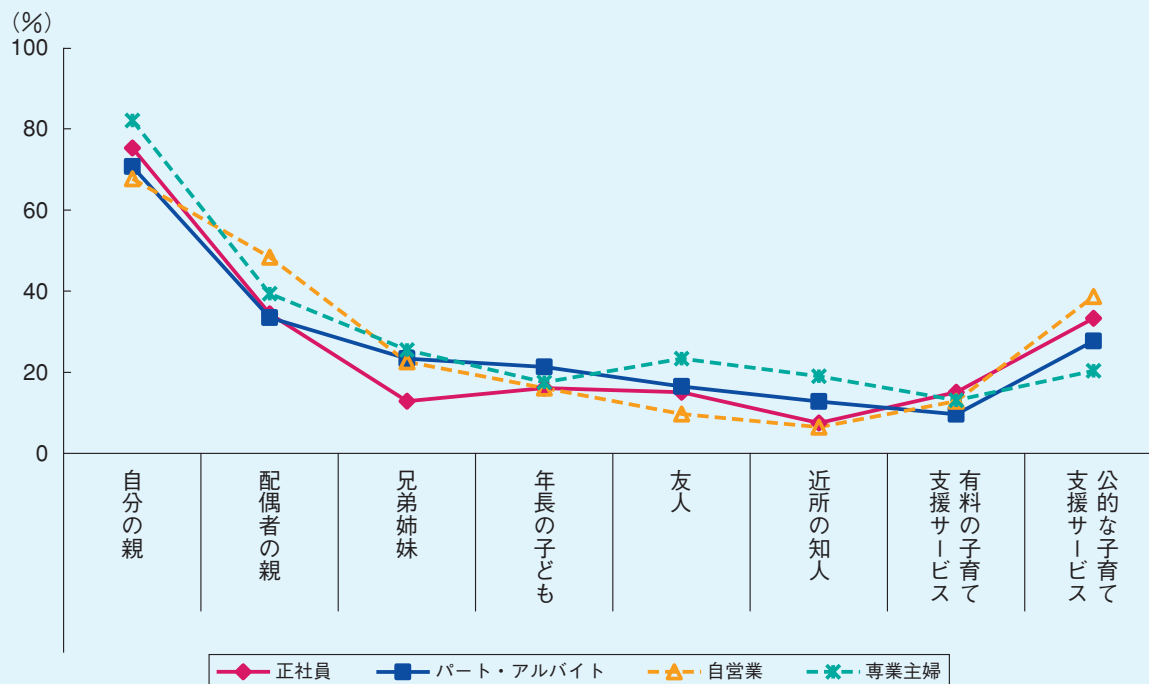
子育てをしている夫婦がその手助けを頼っている相手は、その夫婦の親が突出して多く、その他にはファミリー・サポート・センターなどの公的な子育て支援サービスなどが挙げられているものの、その割合は夫婦の親と比べはるかに小さい(第1-3-16図)。

手助けを求める相手はなぜ限られてしまうのだろうか。他人の子育てに対して自分が手伝っても良いと考える範囲を尋ねた調査によると、30代以下の女性では「自分の親族(兄弟姉妹など)の子育て」、次いで「友人の子育て」を挙げているものの、男性及び50歳以上の女性においては「何もしたくない」との回答の割合が高い(第1-3-17図)。また、実際に自分の子どもや孫以外の子育てを手伝ったことがあるかを尋ねたところ、「親族の子育て」や「見知らぬ子どもへの注意」などが挙げられたくらいで、ほとんどの人が「何もしたことがない」と回答している(第1-3-18図)。いずれにせよ、手伝ってもらえる親や親族を持たない夫婦にとっては、子育ての負担感を解消するための手段が少ない状況に置かれていると考えられる。

第1-3-15図 子育て負担感が大きいほど出産意欲は低い



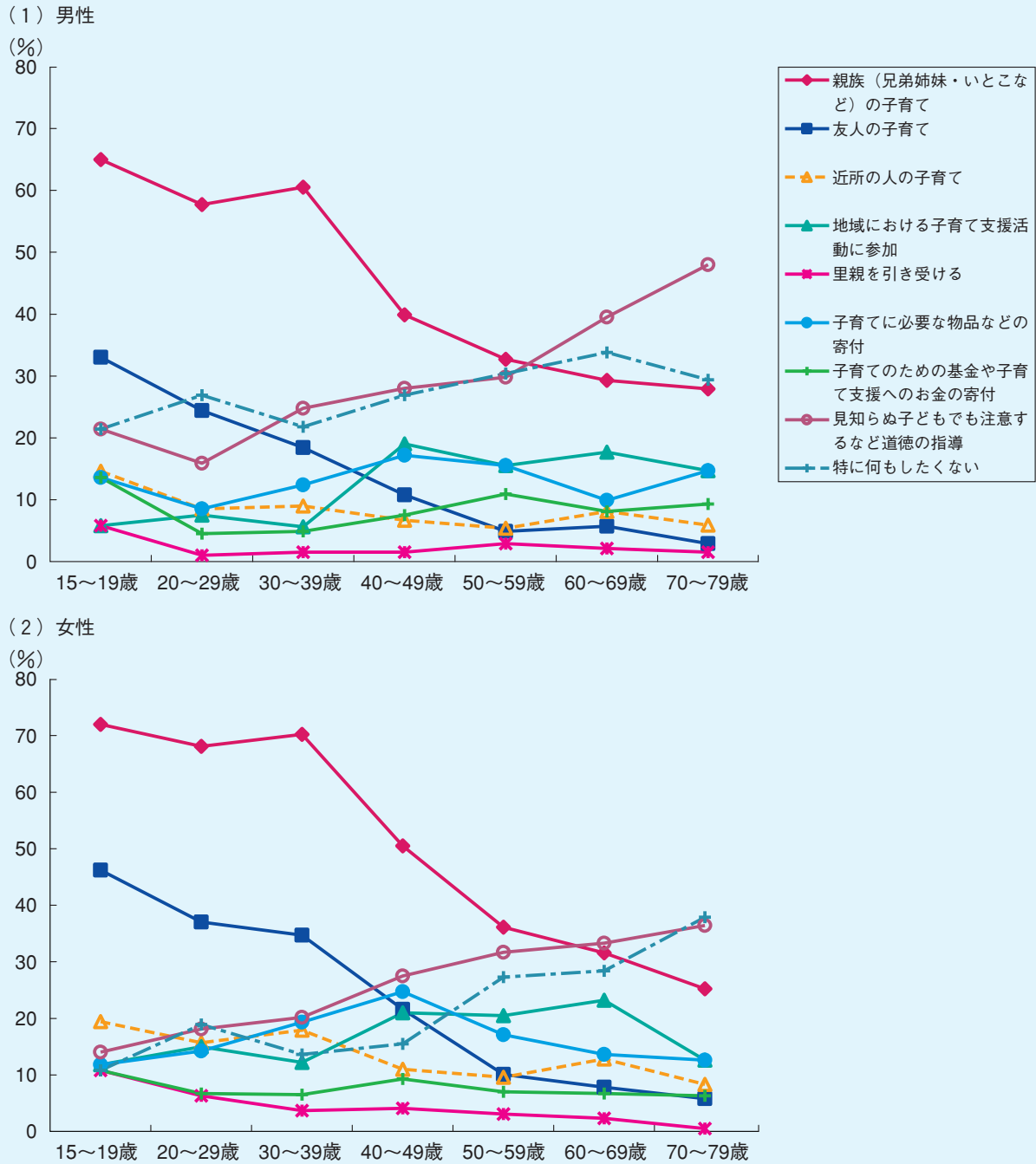
(妻の就業状態別) 子育ての手助けを頼る相手



- (備考)
1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「子育てに手助けが必要な場合、あなたは誰を頼りますか。次の中から当てはまるもの全てをお選びください。お子さんがいない場合、もしいたらと仮定してお答えください。(○はいくつでも)」と尋ねた問に対して回答した人の割合。
 3. 選択肢はほかに、「その他」。
 4. 「有料の子育て支援サービス」とはベビーシッターなど、「公的な子育て支援サービス」とはファミリー・サポート・センターなどを指す。
 5. 回答した人は、全国の15歳以上80歳未満の男女であるが、ここでは15歳以上50歳未満で子どものいる女性のみを集計、586人(「役員」、「学生」、「無職」、「その他」及び無回答を除く)。「その他」は記載を省略。

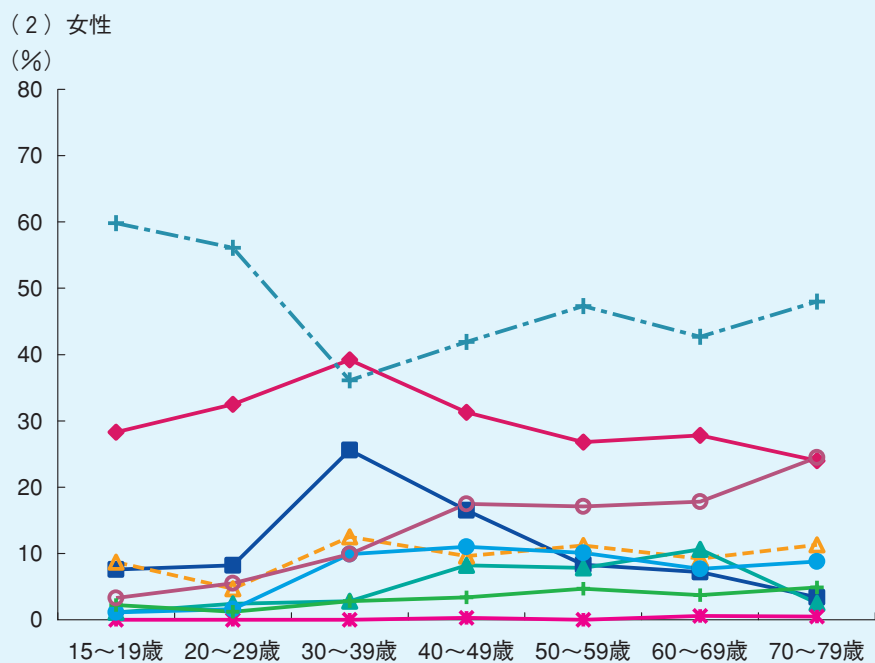
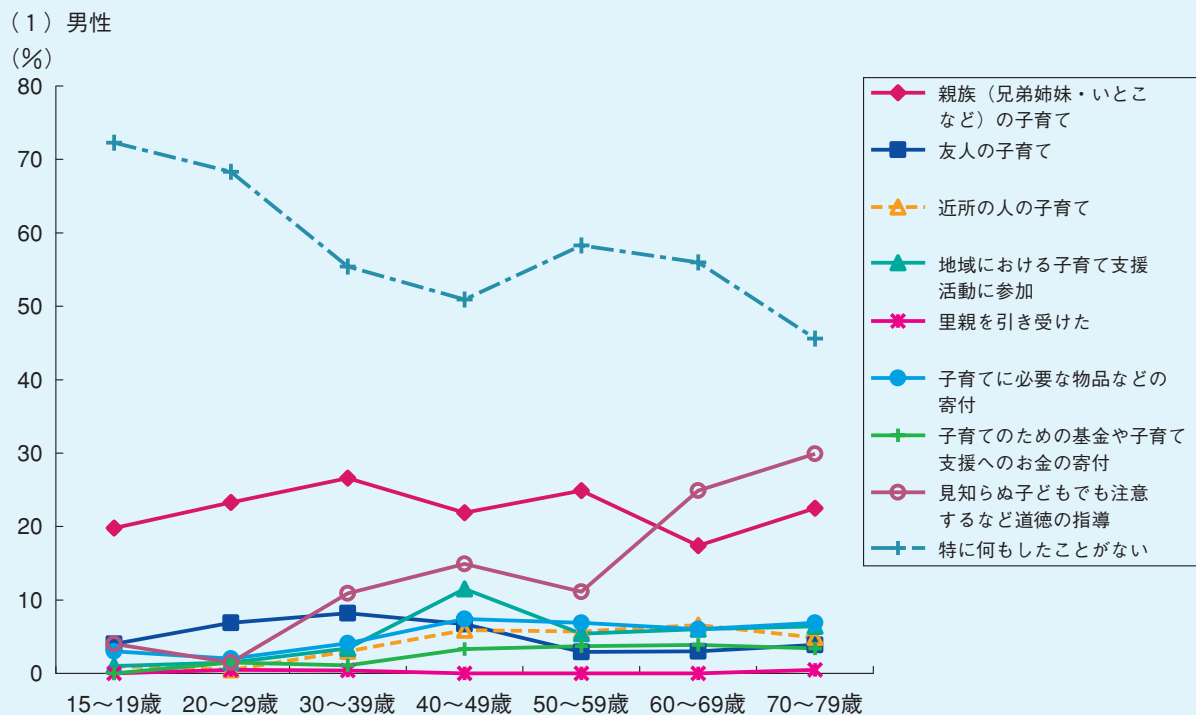
第1-3-17図 年齢ごとに子育て支援への参加意識は異なる

自分の子・孫以外で手伝っても良いと思う子育ての範囲



(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「自分の子どもや孫以外で子育てを手伝ってもよいと思うものはありますか。当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)」と尋ねた問に対して回答した人の割合。
 3. 選択肢はほかに、「その他」。
 4. 回答した人は、全国の15歳以上80歳未満の男性1,725人、女性1,926人(無回答を除く)。「その他」は記載を省略。

第1-3-18図 子育て支援への参加経験は少ない



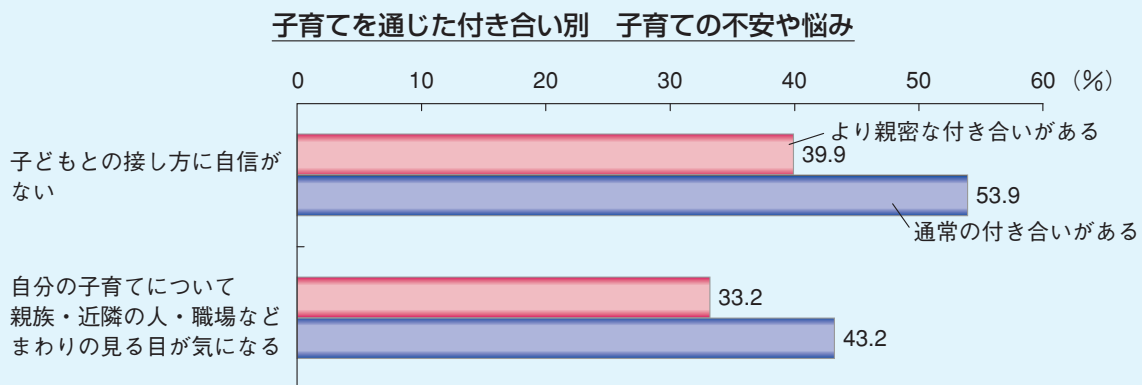
- (備考)
1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「自分の子どもや孫以外の子育てをあなたは手伝ったことがありますか。当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)」と尋ねた問に対して回答した人の割合。
 3. 選択肢はほかに、「その他」。
 4. 回答した人は、全国の15歳以上80歳未満の男性1,727人、女性1,928人(無回答を除く)。「その他」は記載を省略。

(親以外の人々も支え合う地域コミュニティの活用)

近所付き合いが希薄化している現在の状況においては、子育てをする人を支えていく手段として地域コミュニティを通じた支援が大きく期待される。子どもを通じた地域との親密な付き合いがある母親の場合、「子どもとの接し方に自信がない」、「自分の子育てについて親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になる」といった子育てでの不安感は少なくなっている(第1-3-19図)。もっとも現状では、地域における子育て支援サービスの利用状況はまだ少なく、子育て中の親子が地域の子育て互助サービスを利用した割合は8.3%にすぎない(厚生労働省「子育て支援策等に関する調査」(2003年))。

それでは、地域コミュニティを通じた子育て支援が効果を上げていくためには何が必要なのだろうか。まずは、子育て支援サービスを提供する人が必要である。先に見た意識調査によると、40~60代の男性では15~19%程度、同女性では20~23%程度の人々が地域での子育て支援活動へ参加しても良いと回答している(前掲第1-3-17図)。こうした人たちが、親族や友人の子育てへの協力からもう一步踏み出して、地域での支援活動に参加できるようにしていくことが必要である。それによって、子どもを育てている本人ばかりではなく、誰もが社会のいろいろな場で子どもを育てていくための手助けをすることが可能となる。また、こうした活動を支援する環境が醸成されることにより、社会全体での子育てが一層普及していくことも期待できる。

第1-3-19図 地域とより親密な付き合いのある人は子育てへの不安が少ない



- (備考)
- 厚生労働省「子育て支援策等に関する調査」(2003年)により作成。
 - 「子育てをする上で、不安に思っていることや悩んでいることはありますか。下記の(1)から(5)の項目について、それぞれ自身の感じ方にもっとも近い番号に1つずつ○をつけてください。」と尋ねた問のうち「(2) 子どもとの接し方に自信が持てない」及び「(5) 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になる」に対して、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した人について、地域の中で子どもを通じた付き合いについて尋ねた別の問において、「子どもを預けられる人がいる」、「子どもをしっかりと、注意してくれる人がいる」及び「子連れで一緒に遊びや旅行に出かける人がいる」と回答した人(図中では、「より親密な付き合いがある」と示している)、又は「園の送り迎え等で挨拶する人がいる」、「子ども同士を遊ばせながら立ち話をする人がいる」、「子どもを連れて家を行き来する人がいる」及び「子育ての悩みを相談できる人がいる」と回答した人(図中では、「通常の付き合いがある」と示している)ごとの割合。
 - 選択肢はほかに、「あまりそう思わない」及び「そうは思わない」。
 - 回答した人は、全国の未就学児を持つ1,750世帯(父母)。問のうち、「(1) 子どもとの時間を十分にとれない」、「(3) 子育てについて、配偶者・パートナーと意見が合わない」及び「(4) 子どもが小さいうちは、仕事や自分のやりたいことが十分にできない」への回答の割合、及び「付き合いがない」への回答の割合については記載を省略。

また、子育てをする人にとってそうした支援が受けやすくなっていくことも重要であり、子育てを支援する地域活動の社会的認知度を向上させるとともに、情報公開などにより活動に対する信頼を得ていくことも必要である。あわせて、子育てにおける確かなニーズの把握とそれに応じた適切な支援メニューの充実にも取り組んでいかななくてはならない。

さらに、こうした地域活動を持続させていくためには、運営主体であるNPOなどの財政基盤の確保も重要である。しかし、運営主体への寄付など、資金の支援はまだまだ少ないのが現状である。このため、志のある一般市民がこのような寄付を行い、それが評価される文化を醸成していく必要がある。そのためには、徹底した情報公開などを前提として寄付金優遇税制を充実させたり、公的助成の際に納税者の一人一人が納税額の一定割合を自分が支援したいと思う地域活動を行う運営主体に対して割り当てることができる仕組みの導入なども有効な手段であろう。こうして、住民一人ひとりと行政、地域活動とが結び付き連携していくことで、より生活に役立ち身近な活動が可能となっていく、地域コミュニティを通じた子育て支援は一層の効果を上げるようになると思われる。

少子化により社会全体や地域における活力の喪失などがもたらされかねないことを踏まえると、子どもは、個人にとって大切なものであるばかりでなく、社会にとっても大切な存在と言える。その意味において、子育て支援が地域で積極的に行われていくことは良質なコミュニティの構築にも資することとなり、結果としてその地域社会を魅力あるものとする効果も期待できる。

コラム 認知度が低い里子、養子を通じた子育て

血縁関係にない子どもを育てる選択として、里子や養子を受け入れる選択をしている人たちもいる。

里子の養育をする里親制度は、児童福祉法に基づき、「保護者のない児童又は保護者⁴に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認めるもの」とされ、社会的養護の一つとしての施設養護に対し、家庭的な環境で養護する制度である。また、養子縁組は、民法に基づき、自然血縁的親子関係のない養親・養子を親子とみなし、家庭裁判所の許可によって親子関係を成立させるものである。

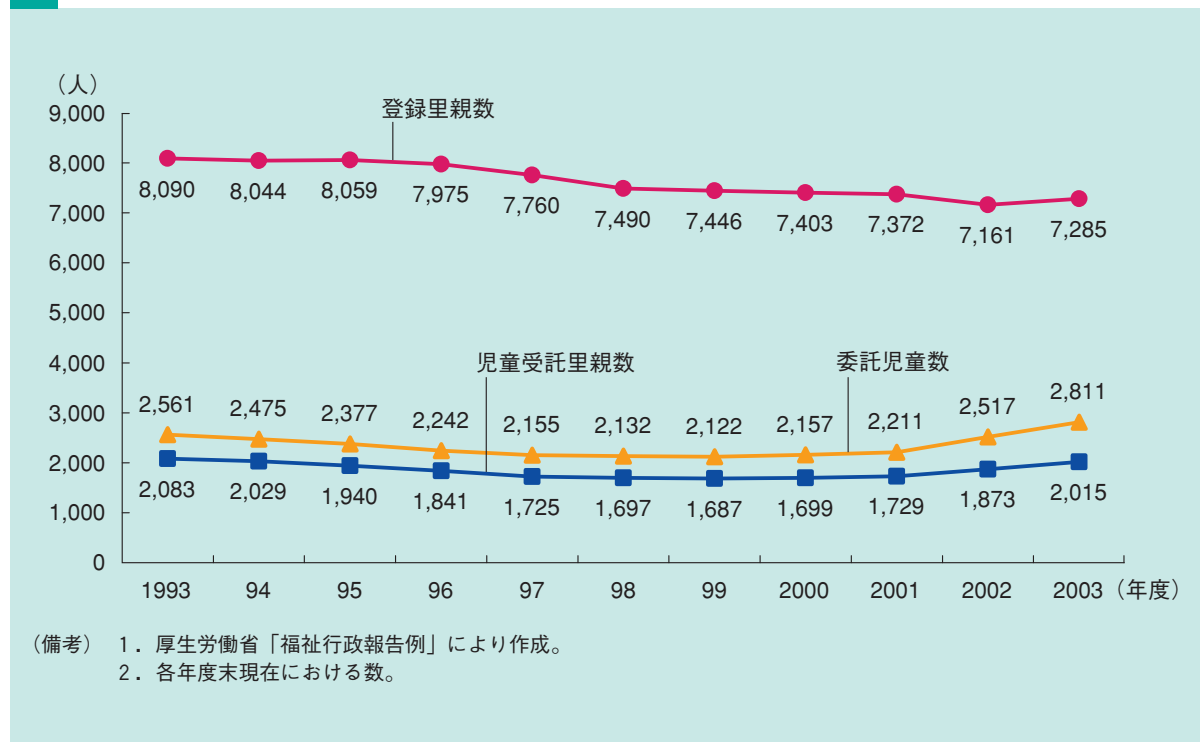
里親制度には二つの流れがある。一つは、養子縁組を目指し、その成立に向けて一定期間の里親・里子関係を持つもの、もう一つは養子縁組を目的とせず一定期間実親に代わって子どもを養育するものである。里親の認定を受けた人たちの動機を見ると、「児童福祉への理解」（32.3%）が高いが、その一方で「子どもを育てたいから」（33.6%）や「養子を得たいから」（29.8%）が挙げられている（厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」（2003年））。里親及び里親に託されている児童数を見ると、近年は、実親による子ども虐待の問題が増加していることなどもあり、少しずつ増加している（図）。一方、里親に登録している人の数は減少傾向にある。こうした里親制度は、まだ社会的認知度が低い、家庭での養育が受けられない子どもと、子どもを育てたいと希望している里親とのニーズを一致させる上で有益な手段となり得ると考えられる。

他方、養子縁組のうち特別養子縁組は、養親が25歳以上⁵の夫婦、養子は6歳未満⁶の子ども⁷が、先の里親・里子期間（6ヶ月以上）を経て成立できるものである。特別養子縁組に当たっては、養子となる子どもと実親との親子関係を終了させて養親との親子関係のみを成立させること、そして、養子縁組後の離縁は特に養子の利益のために必要と認める場合にのみ行われることとされており、養子が不利な状況に陥らないための配慮がなされている。

家庭裁判所が行った養子縁組に関する許可などの処分件数のうち、「特別養子縁組の成立及び

「離縁に関する処分件数」は2003年に433件、養子についての許可（未成年者を養子にする許可も含む）の件数は同1,500件となっている⁸（最高裁判所「司法統計年報」（2003年））。この10年間の件数は横ばいで推移しており、養子縁組による親子関係の誕生はいまだ大きな位置を占めるには至っていない。しかし、前述のとおり里親のうち養子を希望している人は3割程度に上っており、この制度が養子となる子どもの利益を守るとともに、子どもを育てていくことを望む夫婦が法的な根拠に基づく親子関係を築くことができるものとして、より一層の活用が期待される。

図 里子の数は近年増加しつつあるが、里親の数は減少傾向



- 4 児童福祉法では、児童とは、満18歳に満たない者をいう。また、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人そのほかの者で、児童を現に監護する者をいう。
- 5 ただし、夫婦の一方が25歳以上でなくても20歳以上であれば可能（民法第817条の4）。
- 6 ただし、6歳未満から養親に養育されている8歳未満の子どもの場合には縁組の申し立てができる（民法第817条の5）。
- 7 一方、普通養子縁組では、養親は養子よりも年長の成年に達している者であればよく、単身者でも可能である。普通養子の場合、養子が未成年者である場合には、家庭裁判所の許可を得ることが必要となる。ただし、自己又は配偶者の直系の血族である子、孫、ひ孫などを養子とする場合にはこの限りではない（民法第798条）。
- 8 ただし、特別養子縁組の成立及び離縁に関する処分件数には家庭裁判所が特別養子縁組の離縁に関する処分を行った件数を、また、養子についての許可の件数には民法794条（後見人が被後見人を養子とする場合）に基づき家庭裁判所が養子にすることを許可を行った件数もそれぞれ含んでおり、それらの件数は分離できない。